

平成 27 年 9 月 2 日開会

平成 27 年 9 月

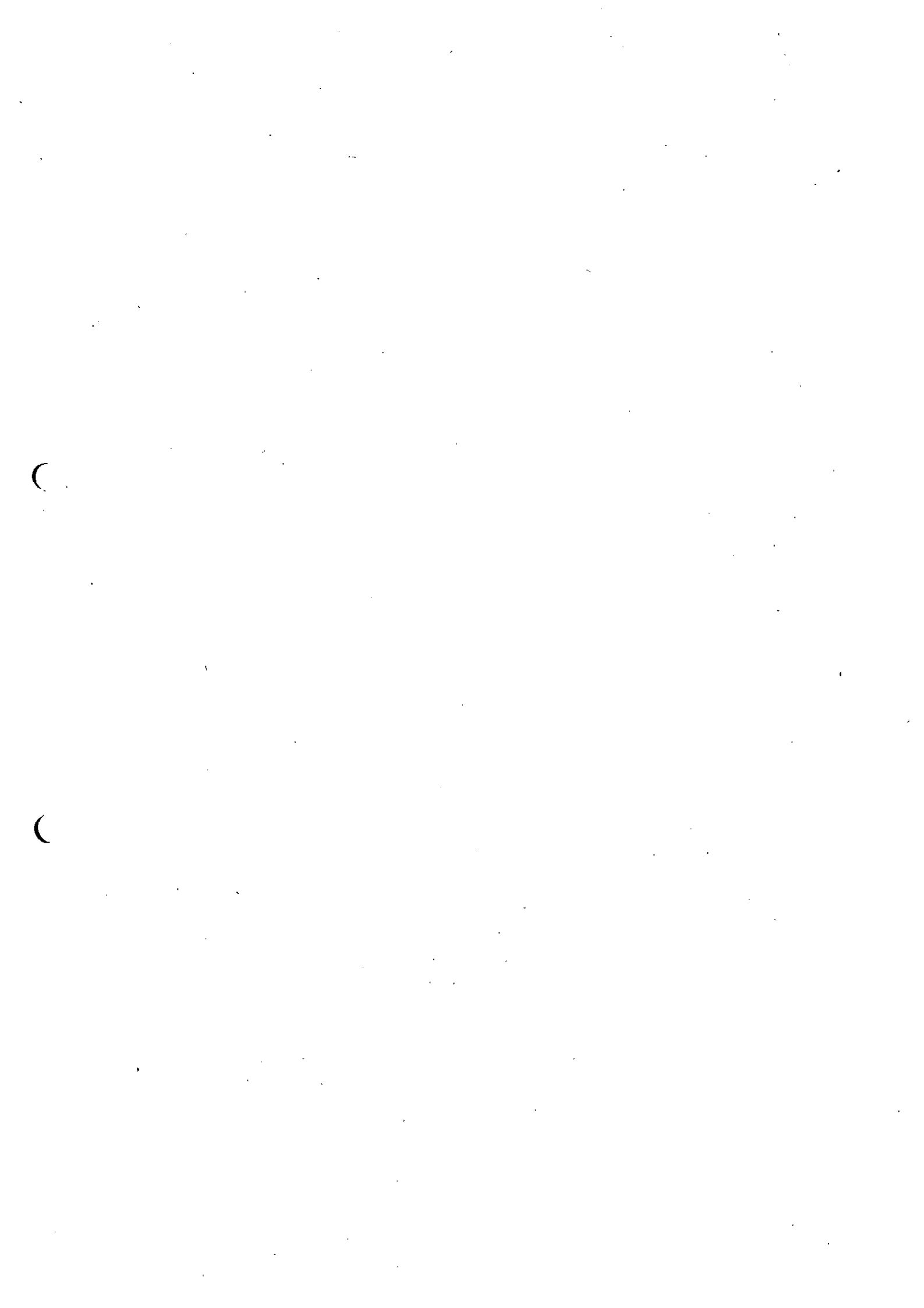
市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
認定第1号	平成26年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算認定	1
認定第2号	平成26年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定	2
認定第3号	平成26年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算認定	3
認定第4号	平成26年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定	4
認定第5号	平成26年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定	5
認定第6号	平成26年度寝屋川市水道事業会計決算認定	6
認定第7号	平成26年度寝屋川市下水道事業会計決算認定	7
報告第10号	平成26年度寝屋川市一般会計継続費の精算報告	8
報告第11号	平成26年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算報告	10
報告第12号	平成26年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告	12
報告第13号	専決処分の報告（平成27年度寝屋川市一般会計補正予算（第3号））	別冊
議案第55号	寝屋川市個人情報保護条例の一部改正	13
議案第56号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定	17

番号	案件	頁
議案第 57 号	寝屋川市立男女共同参画推進センター条例の一部改正	39
議案第 58 号	寝屋川市職員の再任用に関する条例の一部改正	41
議案第 59 号	寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例の制定	43
議案第 60 号	寝屋川市税条例等の一部改正	46
議案第 61 号	寝屋川市手数料条例の一部改正	59
議案第 62 号	寝屋川市斎場条例の一部改正	62
議案第 63 号	寝屋川市有料自動車駐車場条例の全部改正	65
議案第 64 号	平成 27 年度寝屋川市一般会計補正予算 (第 4 号)	別冊
議案第 65 号	平成 27 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 66 号	平成 27 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 67 号	平成 27 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 68 号	大阪府都市競艇組合格約の変更に関する協議	73
議案第 69 号	監査委員の選任	79
議案第 70 号	公平委員会委員の選任	82



認定第 1 号

平成 26 年度寝屋川市一般会計歳入歳出 決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 26 年度寝屋川市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 2 号

平成 26 年度寝屋川市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 26 年度寝屋川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 3 号

平成 26 年度寝屋川市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 26 年度寝屋川市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 4 号

平成 26 年度寝屋川市後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 26 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 5 号

平成 26 年度寝屋川市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により平成 26 年度寝屋川市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 6 号

平成 26 年度寝屋川市水道事業会計決算 認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 26 年度寝屋川市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

認定第 7 号

平成 26 年度寝屋川市下水道事業会計決算認定

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により平成 26 年度寝屋川市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付して別冊のとおり認定に付する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

平成 26 年度寝屋川市一般会計継続費の 精算報告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により平成 26 年度寝屋川市一般会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

平成26年度 寝屋川市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画 内 訳				実 績 内 訳				比 較 内 訳								
				左 の 財 源		支出済額	左 の 財 源		支出済額	左 の 財 源		年割額と 支出済額 の差	特 定 財 源		特 定 財 源	左 の 財 源				
				年割額	特 府 国 支出金		地方債	その他		一般財源	特 府 国 支出金		地方債	その他		一般財源	特 府 国 支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども子育て支援事業計画策定業務委託	25	円		円	2,253,000	円	2,252,250	円	750	円		円	750	円		円	750	
			26	2,122,000			2,122,000		2,121,120		880									880
			計	4,375,000			4,375,000		4,373,370		1,630									1,630
4 衛生費	2 清掃費	新ごみ処理施設建設に伴う発注支援業務委託	24	400,000	162,000		238,000		315,000	162,000									85,000	85,000
			25	5,438,000	2,203,000		3,235,000		5,523,000	1,813,000		85,000							390,000	△ 390,000
			26	1,016,000	411,000		605,000		1,015,200	411,000		604,200							0	800
計	6,854,000	2,776,000		4,078,000		6,853,200	2,386,000		85,000								390,000	△ 304,200		

平成 26 年度寝屋川市水道事業会計継続費 の精算報告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 18 条の 2 第 2 項の規定により、平成 26 年度寝屋川市水道事業会計継続費の精算について、別紙継続費精算報告書のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

平成28年度 寝屋川市水道事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 調 額	左の財源内訳			支 払 義 務 額	左の財源内訳			年 調 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左の財源内訳		
					国 庫 補 助 金 企 業	損 益 勘 定 債 留 保 資 金 等	業 債		国 庫 補 助 金 企 業	損 益 勘 定 債 留 保 資 金 等	業 債		国 庫 補 助 金 企 業	損 益 勘 定 債 留 保 資 金 等	業 債
			24	689,910,000	56,400,000	620,000,000	13,510,000	43,664,898	9,400,000	15,900,000	18,364,898	646,245,102	47,000,000	604,100,000	△ 4,854,898
			25	36,590,000	0	0	36,590,000	641,507,000	47,000,000	594,000,000	507,000	604,917,000	△ 47,000,000	△ 594,000,000	36,083,000
		構想配水池受水池更新工事	26	382,420,000	37,600,000	336,000,000	8,820,000	423,747,382	37,600,000	299,400,000	86,747,382	△ 41,327,382	0	36,600,000	△ 77,927,382
			計	1,108,920,000	94,000,000	956,000,000	58,920,000	1,108,919,280	94,000,000	909,300,000	105,619,280	720	0	46,700,000	△ 46,699,280

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率 及び資金不足比率の報告

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見書（別冊）を付けて、次のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.9	—
(11.35)	(16.35)	(25.0)	(350.0)

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれも実質赤字額がないため「—」と表示している。また、将来負担比率については、充当可能財源等が将来負担額を上回るため「—」と表示している。

() 内は、本市における早期健全化基準である。

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」と表示している。

「施行令」とは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号）をいう。

議案第 55 号

寝屋川市個人情報保護条例の一部改正

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

第1条 寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 個人情報の開示等の請求等（第12条―第29条の2）」を「第3章 個人情報の開示等の請求等（第12条―第29条の2）」に改め、第3章の2 特定個人情報に関する特例（第29条の3―第29の9）」を改める。

第2条に次の1号を加える。

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第8条第3項中「場合」の次に「又は法令等に基づく場合」を加える。

第11条第2項中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 特定個人情報に関する特例
(特定個人情報の収集等の制限)

第29条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の利用の制限)

第29条の4 実施機関は、当該利用の目的以外の目的のために、特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、当該利用の目的以外の目的のために、その保有する特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、

特定個人情報を当該利用の目的以外の目的のために当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第 29 条の 5 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、当該実施機関以外のものに特定個人情報を提供してはならない。

(代理人による特定個人情報の開示請求等)

第 29 条の 6 実施機関が保有する特定個人情報に関する第 12 条第 2 項、第 13 条第 1 項第 1 号、第 15 条第 2 項、第 18 条第 5 項、第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項、第 23 条第 2 項、第 24 条第 2 項、第 26 条第 2 項及び第 27 条第 2 項の規定の適用については、第 12 条第 2 項中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とあるのは「未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）」と、第 13 条第 1 項第 1 号中「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」とあるのは「代理人」と、第 15 条第 2 項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、第 18 条第 5 項、第 20 条第 3 項、第 23 条第 2 項及び第 26 条第 2 項中「第 12 条第 2 項」とあるのは「第 29 条の 6 の規定により読み替えて適用する第 12 条第 2 項」と、第 21 条第 3 項、第 24 条第 2 項及び第 27 条第 2 項中「第 15 条第 2 項及び第 3 項」とあるのは「第 29 条の 6 の規定により読み替えて適用する第 15 条第 2 項及び同条第 3 項」とする。

(特定個人情報についての削除請求)

第 29 条の 7 実施機関が保有する特定個人情報に関する第 23 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 7 条の規定」とあるのは、「第 29 条の 3 の規定又は法令等の規定」とする。

(特定個人情報についての目的外利用等中止請求)

第 29 条の 8 実施機関が保有する特定個人情報に関する第 26 条第 1 項の規定の適用については、同項中「第 8 条第 1 項の規定」とあるのは、「第 29 条の 4 若しくは第 29 条の 5 の規定又は法令等の規定」とする。

(適用除外)

第 29 条の 9 特定個人情報については、第 7 条、第 8 条第 1 項、第 29 条第 2

項、次章及び第 33 条第 1 項（公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第 2 条 寝屋川市個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 29 条の 9」を「第 29 条の 10」に改める。

第 29 条の 4 第 2 項中「その保有する特定個人情報」の次に「（情報提供等記録（番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録をいう。以下同じ。）に記録された特定個人情報を除く。第 29 条の 7 及び第 29 条の 8 において同じ。）」を加える。

第 29 条の 9 に次の 1 項を加え、第 3 章の 2 中同条を第 29 条の 10 とする。

2 情報提供等記録に記録された特定個人情報については、前項に規定する規定のほか、第 8 条第 2 項、第 16 条の 3 及び第 23 条から第 28 条までの規定は、適用しない。

第 29 条の 8 の次に次の 1 条を加える。

（情報提供等記録に記録された特定個人情報の訂正に係る通知）

第 29 条の 9 実施機関が保有する情報提供等記録に記録された特定個人情報に関する第 22 条第 3 項の規定の適用については、同項中「に対し」とあるのは、「並びに総務大臣及び番号法第 19 条第 7 号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し」とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定 平成 27 年 10 月 5 日
- (2) 第 2 条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

議案第 56 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報 の提供に関する条例の制定

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月2日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(寝屋川市の責務)

第3条 寝屋川市は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の利用等に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、次項から第4項までの規定により寝屋川市の執行機関（市長又は教育委員会をいう。以下同じ。）が処理する事務（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の条例の定めるところにより寝屋川市が処理することとされた事務を含む。）とする。

2 別表第1の左欄に掲げる寝屋川市の執行機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

3 別表第2の左欄に掲げる寝屋川市の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 寝屋川市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために

必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 5 第3項又は前項の規定により特定個人情報を利用する場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定により特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる寝屋川市の執行機関が、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる寝屋川市の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項に規定する場合に該当して特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第1市長の項事務の欄(1)から(4)まで及び別表第2市長の項事務の欄(3)から(4)までの規定 規則で定める日

(準備行為)

- 2 寝屋川市の執行機関は、この条例の施行の前日においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表第1 (第4条関係)

執行機関	事 務
市 長	(1) 寝屋川市老人医療費の助成に関する条例(昭和46年寝屋川市条例第37号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(2) 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年寝屋川市条例第44号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(3) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和55年寝屋川市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(4) 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年寝屋川市条例第1号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	(5) 規則で定める予防接種の実施、費用の助成又は実費の徴収(以下「予防接種の実施等」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
	(6) 規則で定めるがん検診その他の検診等の実施(以下「がん検診等の実施」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
	(7) 規則で定める不育症の治療費の助成(以下「不育症治療費の助成」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
	(8) 規則で定める生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置(以下「外国人生活保護の措置」という。)に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 規則で定める私立の幼稚園の保育料に係る補助金の支給(以下「私立幼稚園保育料補助金の支給」という。)に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
市 長	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(2) 児童福祉法による障害児相談支援給付費又は特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情

	報」という。)であって規則で定めるもの
	(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(3) 児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(4) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定

関する事務であって規則で定めるもの	めるもの
(5) 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(6) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(7) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による入院措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規

	<p>則で定めるもの</p> <p>(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
(9) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(11) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
(12) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は

	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(13) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(14) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）による公営住宅（同法第 2 条第 2 号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(15) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(16) 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 介護保険法（平成 9 年

	法律第 123 号) による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報 (以下「介護保険給付等関係情報」という。) であって規則で定めるもの
(17) 国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
(18) 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(19) 住宅地区改良法 (昭和 35 年法律第 84 号) による改良住宅 (同法第 2 条第 6 項に規定する改良住宅をいう。) の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置	(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

<p>に関する事務であって規則で定めるもの</p>	
<p>(20) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）による福祉の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 医療保険各法（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(21) 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定</p>

	めるもの
(22) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
(23) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「昭和60年法律第34号」という。)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(24) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(25) 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であ

<p>導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>って規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(21) 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(22) 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(23) 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(24) 高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(30) 昭和 60 年法律第 34 号附則第 97 条第 1 項の福祉手当の</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>

支給に関する事務であって規則で定めるもの	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(31) 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(32) 介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(33) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実	(1) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規

<p>施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>則で定めるもの</p>
	<p>(2) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(34) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 7 条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(36) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>

給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(37) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(4) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(38) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 障害者の日常生活及び

<p>る事務であって規則で定めるもの</p>	<p>社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(5) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(6) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(7) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(39) 寝屋川市老人医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>

(III) 寝屋川市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 障害者関係情報であって規則で定めるもの
	(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(IV) 寝屋川市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

	(6) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(42) 寝屋川市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(43) 予防接種の実施等に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
(44) がん検診等の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(4) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
(45) 不育症治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの

(46) 外国人生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
	(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
	(3) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(4) 介護保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(6) 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
	(7) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	(8) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		<p>(10) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>(11) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>(13) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>(14) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>

別表第3（第5条関係）

情報照会 執行機関	事務	情報提供 執行機関	特定個人情報
市長	(1) 外国人生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	(1) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(1) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
教育委員会	(2) 私立幼稚園保育料補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(3) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
			(1) 住民票関係情報であって規則で定めるもの
			(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの
			(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			(4) 中国残留邦人等支給交付等関係情報であって規則で定めるもの
			(5) 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

議案第 57 号

寝屋川市立男女共同参画推進センター条例の一部改正

寝屋川市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市立男女共同参画推進センター条例の一部を改正する条例

寝屋川市立男女共同参画推進センター条例（平成 13 年寝屋川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「寝屋川市香里南之町 16 番 15 号」を「寝屋川市東大利町 2 番 14 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 12 日から施行する。

議案第 58 号

寝屋川市職員の再任用に関する条例の一部改正

寝屋川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市職員の再任用に関する条例（平成 13 年寝屋川市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）附則第 18 条の 2 第 1 項第 1 号」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）附則第 7 条の 3 第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例 に関する条例の制定

寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市特別職の職員等の給料等の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長、教育委員会の教育長及び上下水道事業管理者（以下「特別職の職員等」という。）に対し支給する給料及び地域手当（以下「給料等」という。）の特例を定めるものとする。

(給料等の特例)

第2条 この条例の施行の日からこの条例の施行の際現に在職する市長の任期が満了する日（以下「市長任期満了日」という。）までの間において、特別職の職員等に対し現にその支給定日に支給する給料等に限り、当該給料月額（地域手当の算定に係る給料の月額を含む。以下同じ。）については、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和44年寝屋川市条例第24号）第3条及び別表、寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年寝屋川市条例第5号）附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第16号。以下「旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例」という。）第3条並びに寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例（昭和49年寝屋川市条例第23号）第3条の規定（以下これらの規定を「減額前給料月額の規定」という。）にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長任期満了日の属する月における給料等の額を日割りによって計算する場合においては、市長任期満了日までの給料等の額にあつては次の各号の規定による給料月額を基に計算し、市長任期満了日の翌日からの給料等の額にあつては減額前給料月額の規定による給料月額を基に計算するものとする。

- (1) 市長 980,000円
- (2) 副市長 865,000円
- (3) 教育委員会の教育長及び上下水道事業管理者 770,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

- 2 旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し、同項及び附則第4項を削り、附則第5項に見出しとして「(勤勉手当に関する特例措置)」を付し、同項を附則第3項とし、附則第6項を削る。

(寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

- 4 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項に見出しとして「(勤勉手当に関する特例措置)」を付し、同項を附則第2項とする。

議案第 60 号

寝屋川市税条例等の一部改正

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市税条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市税条例の一部改正)

第1条 寝屋川市税条例(平成16年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。

第29条第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)」を加える。

第30条の3第4項中「第203条の5第4項」を「第203条の5第5項」に改める。

第72条第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第73条第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第86条第1項第1号及び第87条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

第123条の2第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は

法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）
（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」
に改める。

第131条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第5条第1項中「第145条第1項」を「第144条の8」に改める。

附則第14条中第8項を第11項とし、第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1）とする。

7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第14条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第15条第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第30条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号中「及び氏名」を

「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附則第38条を次のように改める。

第38条 削除

（寝屋川市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1条中寝屋川市税条例附則第5条の改正規定及び附則第38条の改正規定並びに附則第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の寝屋川市税条例（以下「新条例」という。）第20条第2項の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成27年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条第8項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる新条例第29条第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われた第1条の規定による改正前の寝屋川市税条例（以下「旧条例」という。）第29条第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例第72条第1項第1号、第73条第1項第1号及び第2項第1号、第86条第1項第1号並びに第87条第1項第1号並びに附則第15条第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号並びに附則第30条第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第72条第1項並びに第73条第1項及び第2項に規定する申出書、新条例附則第30条第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第86条第1項及

び第87条第1項並びに附則第15条各項、附則第30条第2項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第72条第1項並びに第73条第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例附則第30条第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第86条第1項及び第87条第1項並びに附則第15条各項、附則第30条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第14条第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第18項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。
- 3 新条例附則第14条第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第14条第8項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第14条第12項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第38条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、新条例第106条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

3 前項の規定の適用がある場合における新条例第109条第1項から第4項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第109条第1項	施行規則第34号の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則（以下この節において「平成27年改正前の地方税法施行規則」という。）第48号の5様式
第109条第2項	施行規則第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の6様式
第109条第3項	施行規則第34号の2の6様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の9様式
第109条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正前の地方税法施行規則第48号の5様式又は第48号の6様式

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第103条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には寝屋川市の区域内（以下「市内」

という。)に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、平成27年改正法附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による申告書を提出した者は、平成28年9月30日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第11条、第109条第4項及び第5項、第111条の2並びに第112条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条	第109条第1項若しくは第2項、	寝屋川市税条例等の一部を改正する条例（平成27年寝屋川市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成27年改正条例」という。）附則第4条第6項、
第11条第2号	第109条第1項若しくは第2項	平成27年改正条例附則第4条第5項
第11条第3号	第46条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）、第109条第1項若し	平成27年改正条例附則第4条第6項の納期限

	くは第2項の申告書又は第122条第1項の申告書でその提出期限	
第109条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	平成27年改正法附則第20条第4項の規定
第109条第5項	第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項
第111条の2	第109条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第5項
	当該各項	同項
第112条第2項	第109条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第4条第6項

- 8 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した紙巻たばこ3級品のうち、第4項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第110条の規定に準じて、同条の規定による当該紙巻たばこ3級品につき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第109条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る紙巻たばこ3級品の品目ごとの本数についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。
- 9 平成29年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売

販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 10 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 9 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 29 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 29 年 10 月 2 日
第 7 項の表以外の部分	第 4 項	第 9 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 11 条の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 11 条第 2 号の項	附則第 4 条第 5 項	附則第 4 条第 10 項において準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 11 条第 3 号の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第 109 条第 4 項の項	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 10 項において準用する同条第 4 項
第 7 項の表第 109 条第 5 項の項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 10 項において準用する同条第 6 項
第 7 項の表第	附則第 4 条第 5 項	附則第 4 条第 10 項において

111 条の 2 の項		準用する同条第 5 項
第 7 項の表第 112 条第 2 項の 項	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 10 項において 準用する同条第 6 項
第 8 項	第 4 項	第 9 項

11 平成 30 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 10 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 645 円とする。

12 第 5 項から第 8 項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 5 項	前項	第 11 項
	附則第 20 条第 4 項	附則第 20 条第 12 項において 準用する同条第 4 項
	平成 28 年 5 月 2 日	平成 30 年 5 月 1 日
第 6 項	平成 28 年 9 月 30 日	平成 30 年 10 月 1 日
第 7 項の表以外 の部分	第 4 項	第 11 項
	から	、第 5 項及び
第 7 項の表第 11	附則第 4 条第 6 項	附則第 4 条第 12 項において

条の項		準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第109条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第12項において準用する同条第4項
第7項の表第109条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第7項の表第111条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第12項において準用する同条第5項
第7項の表第112条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第12項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第11項

- 13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

- 14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
第7項の表以外の部分	第4項	第13項
	から	、第5項及び
第7項の表第11条の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第11条第2号の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第11条第3号の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第109条第4項の項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
第7項の表第109条第5項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第7項の表第111条の2の項	附則第4条第5項	附則第4条第14項において準用する同条第5項
第7項の表第112条第2項の項	附則第4条第6項	附則第4条第14項において準用する同条第6項
第8項	第4項	第13項

(特別土地保有税に関する経過措置)

第5条 新条例第123条の2第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第123条の2第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第6条 新条例第131条の規定は、施行日以後に行われる新条例第131条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第131条の規定による申告については、なお従前の例による。

議案第 61 号

寝屋川市手数料条例の一部改正

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市手数料条例の一部を改正する条例

寝屋川市手数料条例（平成 12 年寝屋川市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 5 号を削る。

第 12 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令等に基づく事務に係る手数料の徴収）

第 12 条の 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号。以下この条において「省令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下この条において「政令」という。）の規定に基づく事務のうち次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料を、申請者から徴収する。

- (1) 省令第 11 条第 1 項の規定に基づく通知カードの再交付（同項第 2 号又は第 8 号に該当して通知カードの再交付を求める場合その他通知カードの再交付を求めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。） 1 枚につき 500 円
- (2) 省令第 28 条第 1 項の規定に基づく個人番号カードの再交付（個人番号カードの再交付を求めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。） 1 枚につき 800 円
- (3) 政令第 15 条第 2 項から第 4 項までの規定により個人番号カードを返納した後における個人番号カードの交付（個人番号カードの交付を求めることがやむを得ないと市長が認める場合を除く。） 1 枚につき 800 円

附 則

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 8 条第 5 号を削る改正規定及び第 12 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定(同条第 1 号に係る部分を除く。)は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 62 号

寝屋川市斎場条例の一部改正

寝屋川市斎場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市斎場条例の一部を改正する条例

寝屋川市斎場条例（昭和 61 年寝屋川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

寝屋川市立斎場条例

別表中「第 6 条第 1 項」を「第 6 条」に、

「

死産児	1 胎	3,000	9,000
-----	-----	-------	-------

」

を

「

死産児	拾骨を行う場合	1 胎	8,000	24,000
	拾骨を行わない場合	1 胎	3,000	9,000

」

に改める。

別表備考 1 を次のように改める。

1 「市内」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 死亡者が、死亡の当時、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されていた者である場合
- (2) 斎場の使用の許可を受ける者が、寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者であり、かつ、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項の火葬の許可を受けた者である場合
- (3) 死産児にあっては、当該死産児の父又は母が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合
- (4) 動物の死体にあっては、当該動物の飼い主が寝屋川市が備える住民基本台帳に記録されている者である場合

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寝屋川市立斎場条例の規定は、この条例の施行の日以後における斎場の使用に係る使用料について適用し、同日前における斎場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 63 号

寝屋川市有料自動車駐車場条例の全部改正

寝屋川市立有料自動車駐車場条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立有料自動車駐車場条例

寝屋川市有料自動車駐車場条例（平成 21 年寝屋川市条例第 33 号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第 1 条 自動車を利用する市民（寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する者をいう。）の利便に資するため、寝屋川市に有料の自動車駐車場を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 寝屋川市が設置する有料の自動車駐車場（以下「駐車場」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 寝屋川市立国道 1 号高架下駐車場
- (2) 位置 寝屋川市池田北町及び点野二丁目の区域内の一般国道 1 号の高架下

（指定管理者による管理）

第 3 条 駐車場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）により行わせることができる。

2 指定管理者による業務を行わない場合は、次の各条項における所要の読替えにより、市長がその職務を行う。

（指定管理者が行う業務）

第 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の施設及びその附属設備（物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する業務のうち、市長の権限に属する事務を除く業務

（指定管理者の指定期間）

第 5 条 指定管理者が駐車場の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度

の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から起算して5年間とする。ただし、再指定を妨げない。

（指定管理者の選定）

第6条 市長は、寝屋川市が出資している団体であって、次の各号のいずれにも該当するものを指定管理者として選定するものとする。

- (1) その業務の全部又は一部が、地域の振興その他公益の増進に寄与するとともに、寝屋川市の事務又は事業と密接な関連を有するものであること。
- (2) 有料の自動車駐車場の運営の実績を有するものであること。

（指定管理者の指定）

第7条 市長は、法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る被選定者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

（事業報告書の作成・提出）

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して7日以内に、当該年度の取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 駐車場の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収入の実績
- (3) 駐車場の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による駐車場の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第9条 市長は、駐車場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、その管理の業務及び経理の状況について、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第10条 市長は、指定管理者が第6条に定める要件に該当しなくなったとき、又

は前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第7条第2項の規定は、前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合について準用する。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、寝屋川市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納入)

第11条 駐車場を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、規則で定める場合及び指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、自動車1台につき、1か月当たり10,000円の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第12条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、指定管理者が定める方法により、その申請手続をしなければならない。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由その他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用許可)

第15条 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受け

なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の許可（以下「利用許可」という。）は、駐車場の特定の区画を指定して行うものとする。
- 3 駐車場の利用を希望する者の数が利用させるべき駐車場の区画数を超えるとときは、公正な方法で選考して、利用許可を行うものとする。
- 4 指定管理者は、利用許可を与える場合において必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。
- 5 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 駐車場の施設及びその附属設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 駐車場の構造上駐車させることができないとき。
 - (4) 自動車に危険物を積載しているとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、駐車場の管理上支障があると認めるとき。

（駐車可能自動車）

第 16 条 駐車場に駐車することができる自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

- (1) 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）別表第 1 に規定する普通自動車であって、規則で定める大きさを超えないもの
- (2) 道路運送車両法施行規則別表第 1 に規定する小型自動車又は軽自動車であって、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でないもの

（利用期間）

第 17 条 駐車場を利用する期間は、1 か月（月の初日から末日までをいう。以下同じ。）を単位とする。ただし、一の利用許可により駐車場を利用することができる期間は、1 年間を限度とする。

（利用の休止）

第 18 条 指定管理者は、駐車場の整備その他管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

（禁止行為）

第 19 条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された区画以外の区画に駐車すること。
- (2) 第 16 条各号に規定する自動車の駐車以外の目的に利用すること。
- (3) 他の自動車等の駐車を妨げること。
- (4) 火気を使用し、又は騒音を発すること。
- (5) たばこの吸い殻、紙くず類その他不潔な物を捨てること。
- (6) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (7) 貼り紙、広告及びこれらに類する物を表示すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上支障を及ぼすおそれのある行為

(利用の制限)

第 20 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をした事項を変更し、利用許可を取り消し、又は駐車場の利用の中止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示又は利用許可に付した条件に違反したと認めるとき。
- (2) 利用者が不正の手段により利用許可を受けたと認めるとき。
- (3) 第 15 条第 5 項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるとき。
- (4) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、公益上必要があると認めるとき。

2 前項の規定により利用許可をした事項を変更し、利用許可を取り消し、又は駐車場の利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、寝屋川市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わないものとする。

3 指定管理者は、第 19 条各号に掲げる行為を行い、又は行うおそれがあると認める者に対し、駐車場に入場することを禁止し、又は駐車場から退場することを命ずることができる。

(原状回復義務)

第 21 条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は附属設備を

速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第 22 条 利用者は、駐車場を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置及び変更の禁止)

第 23 条 利用者は、駐車場の施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、市長及び指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 24 条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により駐車場の施設又はその附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を寝屋川市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(免責)

第 25 条 駐車場における盗難、汚損、接触、衝突その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害又は不可抗力による損害については、寝屋川市及び指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第 26 条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 27 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定その他の指定管理者による管理のために必要な行為については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(寝屋川市有料自動車駐車場条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 寝屋川市有料自動車駐車場条例の一部を改正する条例(平成 25 年寝屋川市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

附則第 1 項ただし書及び附則第 3 項を削る。

大阪府都市競艇組合規約の変更に関する 協議

次のとおり大阪府都市競艇組合規約を変更することに関し他の関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 290 条の規定により議決を求める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

大阪府都市競艇組合格約の一部を変更する規約

大阪府都市競艇組合格約（昭和 27 年 8 月 11 日許可）の一部を次のように変更する。

題名を次のように改める。

大阪府都市競艇企業団規約

題名の次に次の目次を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 企業団の議会（第 6 条－第 8 条）

第 3 章 企業団の執行機関（第 9 条－第 12 条）

第 4 章 企業団の経費等（第 13 条－第 15 条）

附則

第 1 条に見出しとして「（名称）」を付し、同条中「組合は、大阪府都市競艇組合（以下単に「組合」という。）」を「企業団は、大阪府都市競艇企業団」に改める。

第 2 条に見出しとして「（企業団の事務）」を付し、同条中「この組合は」を「大阪府都市競艇企業団（以下「企業団」という。）は、」に、「共同処理することを目的とする」を「処理する」に改める。

第 3 条に見出しとして「（企業団を組織する地方公共団体）」を付し、同条中「この組合」を「企業団」に、「、寝屋川市の 16 市」を「及び寝屋川市（以下「構成市」という。）」に改める。

第 4 条に見出しとして「（事務所の位置）」を付し、同条中「組合」を「企業団」に、「住之江競艇場内におく」を「に置く」に改める。

第 14 条を削り、第 13 条の条名を削る。

第 12 条に見出しとして「（剰余金の分配）」を付し、同条第 1 項を次のように改める。

企業団に剰余金を生じたときは、剰余金の額の 100 分の 64 に相当する額は均等に、剰余金の額の 100 分の 36 に相当する額は人口に応じて、構成市に分配する。

第 12 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項に規定する人口割を算定する」を「前項の規定により分配する金額の算定の」に、「初日現在における最近の官報告示人口」を「の初日以前の直近において官報で公示された国勢調査の結果による人口」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 14 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(交付金の分配)

第 15 条 前 2 条の規定にかかわらず、他の地方公共団体が施行するモーターボート競走事業の収益から交付される交付金については、前条第 1 項の規定により分配する剰余金とは別に、同項に定める割合により構成市に分配することができる。

第 11 条に見出しとして「(経費の支弁の方法)」を付し、同条第 1 項中「組合維持」を「企業団の維持」に改め、「経費は」の次に「、企業団の」を加え、「及び」を削り、同条第 2 項中「組合維持」を「企業団の維持」に、「組合事業」を「企業団の事業」に、「第 12 条に規定する収益配分の」を「、次条第 1 項に定める」に、「関係市」を「構成市」に改め、同条を第 13 条とする。

「第 4 章 組合の経費」を「第 4 章 企業団の経費等」に改める。

第 10 条に見出しとして「(補助職員)」を付し、同条第 1 項中「組合に次の職員をおく」を「企業団に職員を置く」に改め、各号を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「その他の」を削り、「管理者」を「企業長」に改め、同項を同条第 2 項とし、第 3 章中同条を第 12 条とする。

第 9 条の 2 に見出しとして「(監査委員)」を付し、同条第 1 項中「組合」を「企業団」に、「2 名をおく」を「2 人を置く」に改め、同条第 2 項中「管理者が組合議会」を「企業長が、企業団の議会」に、「知識経験」を「事業の経営管理に関し優れた識見」に、「組合議会の議員の中から各 1 名」を「企業団議員のうちから各 1 人」に改め、同条第 3 項中「知識経験」を「事業の経営管理に関し優れた識見」に、「者の中」を「者のうち」に、「3 年とし、組合議会の議員の中」を「企業長の任期の末日までとし、企業団議員のうち」に、「組合議会の議員の任期」を「企業団議員の任期の末日まで」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条に見出しとして「(副企業長)」を付し、同条第 1 項中「組合に副管理者 16 名をおく」を「企業団に副企業長 16 人を置く」に改め、同条第 2 項中

「副管理者中 15 名は関係市の長」を「副企業長のうち、15 人は企業長以外の構成市の市長」に、「他の 1 名は管理者の属する市の副市長をもつて充てる」を「1 人は次に掲げる者のうちから企業長が選任する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 企業長の属する市の副市長
- (2) 地方公営企業の経営に関し識見を有する者

第 9 条第 3 項を次のように改める。

3 企業長は、前項第 2 号に掲げる者のうちから副企業長を選任するときは、企業団の議会の同意を得なければならない。

第 9 条第 4 項中「副管理者」を「構成市の市長である副企業長」に、「市長又は副市長としての在職期間」を「、市長としての任期の末日まで」に改め、同条第 5 項を次のように改める。

5 第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから選任される副企業長の任期は、副市長としての任期の末日又は企業長の任期の末日のいずれか早い日までとする。

第 9 条に次の 4 項を加え、同条を第 10 条とする。

6 第 2 項第 2 号に掲げる者のうちから選任される副企業長の任期は、企業長の任期の末日までとする。

7 前 2 項の規定にかかわらず、企業長が任期の途中でその職を失ったときは、第 2 項の規定により企業長が選任した副企業長の任期は、企業長がその職を失った時に満了する。ただし、後任の副企業長が就任するまでの間（同項第 1 号に掲げる者のうちから選任された副企業長にあつては、副市長の職にある間に限る。）は、なおその職務を行う。

8 企業長は、前 3 項の規定にかかわらず、第 2 項の規定により企業長が選任した副企業長をその任期中においても解職することができる。

9 副企業長のうち、構成市の市長である副企業長のうちから企業長が指名する者 2 人及び第 2 項の規定により企業長が選任する副企業長は、常任とする。

第 8 条に見出しとして「（企業長）」を付し、同条第 1 項中「組合に管理者をおく」を「企業団に企業長を置く」に改め、同条第 2 項中「管理者は組合議会において関係市の長の中から」を「企業長は、構成市の市長の互選により」に改め、同条第 3 項中「管理者」を「企業長」に、「市長」を「、市長」に、「在職

期間中」を「任期の末日まで」に改め、同条を第9条とする。

「第3章 組合の執行機関」を「第3章 企業団の執行機関」に改める。

第7条に見出しとして「(企業団議員の任期)」を付し、同条中「議員の任期は市議会議員の在職期間中」を「企業団議員の任期は、構成市の議会の議員としての任期の末日まで」に改め、第2章中同条を第8条とする。

第6条に見出しとして「(企業団議員の選挙)」を付し、同条第1項中「各市に配分せられた議員はその議会が議員の中から」を「企業団議員は、各構成市の議会において、その議員のうちから、それぞれ1人を」に改め、同条第2項中「その市」を「各構成市」に改め、同条第3項中「議員」を「企業団議員」に改め、「ときは」の次に「、当該構成市の議会は、」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第4項中「組合の管理者は選挙の期日を定めて」を「企業長は、企業団議員の選挙を必要とするときは、その期日を定め、」に、「迄に関係市」を「までに、選挙を行うべき構成市」に改め、同条第5項中「議員の選挙が終つた」を「企業団議員の選挙を行つた」に、「関係市」を「構成市」に、「直ちに」を「、直ちに」に、「管理者」を「企業長」に改め、同条を第7条とする。

第5条に見出しとして「(企業団議員の定数)」を付し、同条中「組合議会の議員」を「企業団の議会の議員(以下「企業団議員」という。)」に、「16名とし各市1名ずつ」を「、16人」に改め、同条を第6条とする。

「第2章 組合の議会」を「第2章 企業団の議会」に改める。

第1章中第4条の次に次の1条を加える。

(法の適用)

第5条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第3項の規定により、企業団に同法の規定の全部を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規約による変更後の大阪府都市競艇企業団規約(以下「新規約」という。)第9条第2項の規定による企業長の選任及び新規約第10条第2項の規定

による副企業長の選任に関し必要な行為は、この規約の施行前においても、行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規約の施行の際、現に大阪府都市競艇組合の議会の議員、監査委員又は職員である者は、辞任により退任し、又は別に辞令を發せられないときは、この規約の施行の日において、大阪府都市競艇企業団の議会の議員、監査委員又は職員に就任し、又は任命されたものとする。



議案第 69 号

監 査 委 員 の 選 任

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により同意を求める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	
氏 名	佐 井 英 子 (さい ひでこ)
生年月日	

理 由

監査委員佐井英子が、平成 27 年 10 月 10 日任期満了のため、引き続き選任したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 佐 井 英 子 (さい ひでこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 55 年 3 月 大阪大学経済学部卒業
昭和 63 年 3 月 大阪大学経済学研究科博士後期課程単位取得満期退学

職 歴

昭和 63 年 10 月 摂南大学経営情報学部講師
平成 5 年 4 月 摂南大学経営情報学部助教授
平成 19 年 4 月 摂南大学経営情報学部准教授
平成 20 年 4 月 摂南大学経営学部教授
平成 22 年 4 月 摂南大学経営学部経営学科長
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 15 年 10 月
至 現 在 寝屋川市監査委員
自 平成 23 年 1 月
至 現 在 枚方市包括外部監査人選考委員

自 平成 23 年 2 月
至 平成 23 年 4 月

財団法人大阪大学後援会評議員選定委員

賞 罰

平成 23 年 8 月 全国都市監査委員会会員表彰

平成 26 年 5 月 寝屋川市表彰（感謝状）

公平委員会委員の選任

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

平成 27 年 9 月 2 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

東谷宏幸（ひがしたに ひろゆき）

理 由

公平委員会委員東谷宏幸が、平成 27 年 10 月 4 日任期満了のため、引き続き選任したい。

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 東 谷 宏 幸 (ひがしたに ひろゆき)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭和 60 年 3 月 同志社大学法学部卒業

職 歴

昭和 62 年 4 月 司法研修所 入所
平成 元年 3 月 同 上 終了
平成 元年 4 月 大阪弁護士会 登録
平成 元年 4 月 小原法律特許事務所 入所
平成 9 年 6 月 同 上 退所
平成 9 年 7 月 東谷法律事務所 開設
現在に至る

公 職 歴 等

自 平成 17 年 10 月 財団法人交通事故紛争処理センター嘱託相談担当弁護士
至 平成 23 年 10 月
自 平成 19 年 10 月 寝屋川市公平委員会委員
至 現 在

自 平成 19 年 11 月
至 現 在

北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員

自 平成 21 年 7 月
至 現 在

枚方寝屋川消防組合公平委員会委員

賞 罰

な し